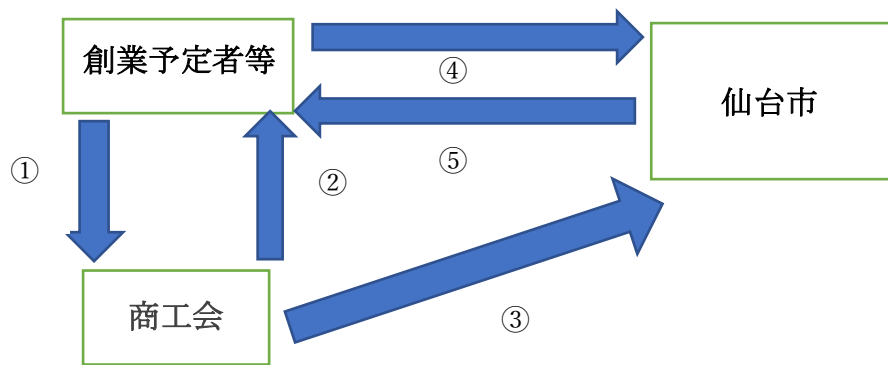


みやぎ仙台商工会 仙台市特定創業支援等事業フロー図



- ①商工会で1ヵ月以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目について個別指導を受ける。
- ②相談者に、商工会より仙台市へ提出する第7条第1項の規定による証明に関する申請書を渡す。
- ③商工会が仙台市へ、指導完了後速やかに特定創業者を連絡する。
- ④相談者が仙台市に認定証明申請書を提出。
- ⑤仙台市が証明書を相談者に交付する。（概ね1週間程度）

【特定創業者の特例】

①会社設立時の登録免許税の減免

法人設立に伴う登録免許税が1/2に軽減。（株式会社の最低税額15万円が7.5万円に、合同会社の最低税額6万円が3万円。）

※創業後5年未満の方が会社を設立する場合（法人なり）も対象となります。

②創業関連保証の特例

無担保、第三者保証なしの創業関連保証について、通常は創業2ヵ月前から対象となるところ、事業開始6ヵ月前から支援を受けることができます。※事業開始6ヵ月前から創業後5年未満の方が対象となります。

⇒対応する仙台市融資制度：[新事業創出支援融資（起業家支援資金）](#)保証料込み1.7%

③日本政策金融公庫「新創業融資制度」の申込み要件緩和

無担保・無保証人「新創業融資制度」について、創業希望者や創業者（税務申告2期未満の方）は自己資金要件を満たすものとし、本制度の申し込みができます。